

■医療費控除は領収書の提出が不要になりました


裏面の明細書を作成し、提出することで領収書の添付が不要になります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなくてはなりません)

※健康保険組合等が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できますが、確定申告までに医療費通知が届かない場合もありますので、その際は裏面の明細書を作成してください。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療 2/18 ■■■病院 診療 6,000円 ① 5/28 ■■■病院 診療 3,400円 ① ▲▲薬局 医薬品 700円 ②	平成 年分 医療費控除の明細書 ※この欄を記入する方は、電子ファイルで提出し印刷は不要です。 氏名 ■■■太郎																
国税花さんが受けた医療 9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③ 医薬品 1,100円	1 医療費通知に関する事項 医療費通知が提出された場合は、本欄に記入し、医療費通知の提出状況を確認してください。 提出済みの医療費通知の金額(円) 提出済みの医療費通知の枚数 提出済みの医療費通知の金額(円) 提出済みの医療費通知の枚数 提出済みの医療費通知の金額(円) 提出済みの医療費通知の枚数																
 ・医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。	2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>① 医療を受けた方の氏名</th> <th>② 病院・薬局などの支払先の名称</th> <th>③ 医療費の区分</th> <th>④ 支払った医療費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 国税太郎</td> <td>② ■■■病院</td> <td>③ 診療・治療 ④ その他の医療費</td> <td>④ 9,400円</td> </tr> <tr> <td>① 同上</td> <td>② ▲▲薬局</td> <td>③ 診療・治療 ④ 介護保険サービス ⑤ 医薬品購入 ⑥ その他の医療費</td> <td>④ 700円</td> </tr> <tr> <td>① 国税花子</td> <td>② ○○診療所</td> <td>③ 診療・治療 ④ 介護保険サービス ⑤ 医薬品購入 ⑥ その他の医療費</td> <td>④ 4,400円</td> </tr> </tbody> </table>	① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	① 国税太郎	② ■■■病院	③ 診療・治療 ④ その他の医療費	④ 9,400円	① 同上	② ▲▲薬局	③ 診療・治療 ④ 介護保険サービス ⑤ 医薬品購入 ⑥ その他の医療費	④ 700円	① 国税花子	② ○○診療所	③ 診療・治療 ④ 介護保険サービス ⑤ 医薬品購入 ⑥ その他の医療費	④ 4,400円
① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額														
① 国税太郎	② ■■■病院	③ 診療・治療 ④ その他の医療費	④ 9,400円														
① 同上	② ▲▲薬局	③ 診療・治療 ④ 介護保険サービス ⑤ 医薬品購入 ⑥ その他の医療費	④ 700円														
① 国税花子	② ○○診療所	③ 診療・治療 ④ 介護保険サービス ⑤ 医薬品購入 ⑥ その他の医療費	④ 4,400円														

国税庁よりお知らせ

申告期間中は窓口が大変混雑します。郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすめです！！

◎国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する市役所や税務署の申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。また、ご不明な点は電話で問い合わせることもできます。作成した確定申告書はe-TAXで送信、もしくは印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

◎昨年からは、従来のマイナンバーカードとICカードリーダーを使った方法に加え、事前に税務署で取得したID・パスワードを利用して、申告書をe-TAXで送信できるようになりました。マイナンバーカードやカードリーダーなどが不要なのでぜひ、ご活用ください。

◎給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方、医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)をはじめ、配偶者控除や扶養控除を申告する方も、入力が簡単な「スマホ専用画面」を用意しており、ID・パスワードを利用してe-TAXで申告することができますので、該当の方は「スマホ専用画面」をご利用ください。

※ID・パスワードは事前にお近くの税務署にて、運転免許証などの本人確認書類を提示して、事前に発行していただく必要があります。

スマートフォンを使って申告できます！

申告書の作成はこちらから！



【作成コーナーの操作方法などに関するご質問はヘルプデスクへ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570 - 01 - 5901

■月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日などを除く)

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

【ご相談、お問い合わせは、土浦税務署へ】

☎ 029 - 822 - 1100 (自動音声案内)

住所：〒300-8601 土浦市城北町4番15号